

令和2年3月6日

各実地演習実施機関 御中

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会  
実務修習運営委員会  
委員長 比留間 康昌  
( 職 印 省 略 )

## 実地演習の実施方法の特例措置について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は実務修習の運営に関し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの国内感染の影響拡大に伴い、各実地演習実施機関における実地演習の実施方法について、一部変更のうえ、当面の間、措置を講じることといたしました。

つきましては、下記ご確認のうえ、各実施機関における状況を勘案いただき、適切なご指導を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化に応じ、特例措置の内容に変更が生じた場合は、引き続き本会ホームページでご案内いたしますので、定期的にご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

#### 1. 当該措置を講ずる期間

令和2年3月末まで

ただし、今後の状況に応じ、上記期間を延長する場合があります。

#### 2. 実地演習における特例措置の内容（3月6日現在）

##### ① 直接対面による指導

《対応方法》

- ・ 感染拡大防止の観点や各実施機関又は修習生の個別事情等を考慮した結果、対面による指導ができないと判断した場合は、電話やWEB通信（メールやSkype等）の通信手段を用いた指導（以下、「通信指導」という。）を可とします。
- ・ 通信指導による場合においても、実務修習業務規程施行細則に規定する指導回数（1年コースは原則1週間に1回、2年コースは原則2週間に1回）は順守していただきますようお願いいたします。

- ・ 通信指導を行った場合、「実地演習実施状況報告書」No.1の「修習生に指導を行った日」欄において、当該日付の冒頭に「○」を冠記し、「○3月26日」のように記入してください。

② 修習生の個別事情により、現地調査や役所調査に行くことが困難である場合

- ※ 勤務先から在宅勤務を命じられている場合、学校の全国一斉の臨時休業による子供の在宅に伴って保護者の外出が困難である場合等

《対応方法》

- ・ 現地調査については、修習生本人が実際に調査を行うよう、ご指導をお願いいたします。
- ・ 修習生が役所等に赴いて必要な資料を入手することができない場合は、指導鑑定士から、当該修習生に対して、必要な資料のご提供・ご提示をお願いいたします。この場合、評価書等（物件調書の物件調査行動記録を含む。）にその旨及び理由を記載してください。

③ 調査先の事情により、必要な調査や資料の収集ができない場合

- ※ 図書館等が休館になり地歴調査が行えない場合等

《対応方法》

- ・ 修習生には可能な範囲で調査等を行うようご指導をお願いいたします。
- ・ やむを得ず、調査等ができない場合は、評価書等（物件調書の物件調査行動記録を含む。）にその旨及び理由を記載してください。なお、当該記載がない場合、審査において減点対象となる場合があります。

3. その他

上記の他、新型コロナウイルスの国内感染の影響拡大により、実地演習の実施方法に関してご不明な点がございましたら、本会事務局実務修習担当課宛てに、メールにてお問い合わせください。頂戴した質問につきましては、取りまとめのうえ、改めてご案内させていただきます。

以上

＜お問い合わせ先＞

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 実務修習担当課  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル9階  
電話 03 - 3434 - 2301 / FAX 03 - 3436 - 6450  
e-mail : [kensyuka@fudousan-kanteishi.or.jp](mailto:kensyuka@fudousan-kanteishi.or.jp)